

**佐賀市まちづくり自治基本条例
逐条解説書**

平成29年8月改訂版

目次

前文	1
第1章 総則.....	3
第1条 目的	
第2条 定義	
第3条 この条例の尊重	
第4条 自治の基本理念	
第5条 まちづくりの基本原則	
第2章 市民等の権利並びに市民等、議会及び市長の役割及び責務.....	7
第6条 市民等の権利	
第7条 市民等の役割及び責務	
第8条 市民活動団体の役割及び責務	
第9条 事業者の役割及び責務	
第10条 議会の役割及び責務	
第11条 市長の役割及び責務	
第12条 職員の役割及び責務	
第3章 情報共有、市民参加及び協働.....	12
第13条 情報共有の推進	
第14条 説明責任	
第15条 会議の公開	
第16条 個人情報の適正な管理	
第17条 市民参加の推進	
第18条 意見公募手続	
第19条 意見等の取扱い	
第20条 審議会等	
第21条 住民投票	
第22条 協働の推進	
第23条 地域コミュニティ活動	
第24条 災害等への対応	
第25条 子どもへのまなざし	
第4章 市政運営.....	23
第26条 総合計画	
第27条 行政評価	
第28条 財政運営	
第29条 行政手続	
第5章 国及び他の地方公共団体との関係等.....	26
第30条 国及び他の地方公共団体との関係	
第31条 国際的な視野の醸成	

第6章 条例の検証.....	27
第32条 佐賀市自治基本条例検証委員会	
第33条 条例の見直し	
附則.....	29

前文

わたしたちが暮らす佐賀市は、脊振山系の緑豊かな山々、そこから流れ出す嘉瀬川を抱く佐賀平野、有明海といった自然に恵まれたまちです。

先人たちは、この豊かな自然を大切にしながら、歴史や文化をつくりあげ、多くの人材を育んできました。これらを受け継ぎ、子どもたちが大好きなふるさととして誇れるまちをつくりあげていくことは、わたしたちの使命です。

わたしたちは、年齢や性別等に関わりなく、誰もが人と人とのつながりや温もりを感じ、安心して心豊かに生活できる笑顔と元気に満ちた“さがんまち”を目指し、「自分たちのまちは自分たちで治める。」という自治の主体として、役割を自覚し、積極的にまちづくりに参加していきます。

わたしたちは、市政や市民活動に関心を持ち、まちづくりに関わる全ての人々との対話を通して、参加と協働によるまちづくりを進めるために、この条例を制定します。

【説明】

前文は、この条例を制定する意義を示しています。

また、前文は分かりやすく親しみがもてるような表現とするため、「です・ます」調を用いました。

(第1、2段落)

佐賀市がどのような「まち」であるのか、また、わたしたちは佐賀市を今後どうしていかなければならないかを示しています。

- ・佐賀市は緑豊かな山々や佐賀平野、有明海といった自然に恵まれたまちです。
- ・我々の祖先は、このような自然を大切にしながら、歴史や文化をつくりあげ、幕末・維新期をはじめ、多くの人材を輩出してきました。
- ・この自然、歴史や文化を受け継ぎ、未来を担う子どもたちが「大好きなふるさと」として誇れるまちをつくりあげていくことは、今を生きるわたしたちの使命であるといえます。

(第3段落)

第1、2段落を踏まえ、今を生きるわたしたちがどのようなまちにしていきたいのかを示すとともに、その実現のため、自治の主体としてのあるべき姿勢を宣言しています。

- ・わたしたちは、年齢や性別等に関わりなく、誰もが人と人とのつながりや温もりを感じて、安心して心豊かに生活できる笑顔と元気に満ちた“さがんまち 注”をつくっていくことを目指します。

注)「さがんまち」とは、佐賀の方言で「さかのまち」の意

- ・わたしたちは、「自分たちのまちは自分たちで治める。」という自治の主体として、その役割に自覚をもってまちづくりを進めます。
- ・わたしたちは、安心して心豊かに生活できる笑顔と元気に満ちたまちの実現に向けて、積極的にまちづくりに参加していきます。

(第4段落)

第3段落を踏まえ、わたしたちがどのようにまちづくりに関わっていくのかを示すとともに、参加と協働によるまちづくりを進めるためにまちづくり自治基本条例を制定することを示しま

した。

- ・わたしたちは、市政や市民活動に関心を持ちます。
- ・わたしたちは、まちづくりに関わる全ての人々との対話を通して情報を共有し、参加と協働によるまちづくりを進めていくために、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、自治の基本理念を明らかにし、市民等の権利並びに市民等、議会及び市長の役割及び責務を明確にするとともに、まちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、自治の進展を図り、もって安心して暮らし続けることができる地域社会を実現することを目的とする。

【説明】

条例が規定している内容の概要を示し、制定の目的を明らかにするものです。

この条例は、「自分たちのまちは自分たちで治める。」という考えのもと、自治のまちづくりを推進し、安心して暮らし続けることができる地域社会を実現することを目的としています。

子どもからお年寄りまで誰もが安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するために、「自治の基本理念」と「市民等の権利並びに市民等、議会及び市長の役割及び責務」を明確にするとともに、「情報共有、市民参加及び協働」、「市政運営」、「国及び他の地方公共団体との関係等」などのまちづくりの基本事項を定めています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 本市の区域内に住所を有する者
 - イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者
 - ウ 本市の区域内に不動産を有する者
- (2) 市民活動団体 自治会、特定非営利活動法人その他これらに類する公益性のある活動（以下「市民活動」という。）を本市の区域内において行う団体をいう。
- (3) 事業者 本市の区域内において事業を営む個人又は団体（市民活動団体を除く。）をいう。
- (4) 市民等 市民、市民活動団体及び事業者をいう。
- (5) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者をいう。
- (6) まちづくり 公共の福祉を増進するために行われる活動の総体をいう。
- (7) 市政 まちづくりのうち議会及び市長等が担うものをいう。
- (8) 情報共有 市民等、議会及び市長等が、まちづくりに関する情報を共有することをいう。
- (9) 市民参加 市民等が、まちづくりに主体的に関わり、行動することをいう。
- (10) 協働 市民等、議会及び市長等が、それぞれの役割及び責務を自覚し、相互の自主性及び主体性を尊重し、対等な立場で助け合い、及び協力しながら活動することをいう。

【説明】

この条例で使われている用語の意味を規定しています。

(第1号)

「市民」は、住民（市内に住所を有している者）のほか、市内の事業所に通勤する人や市内の学校に通学する者、市内に不動産（土地、建物など）を有する者を指します。

まちづくりには、住民だけではなく、様々なかたちで本市に関わる人々の力を結集していくことが必要です。そのために、住民以外に、市内の事業所に通勤する者や市内の学校に通学する者、さらに防犯・防災や景観などの観点から土地建物の管理責任が重要となっていることを踏まえ、市内に不動産を有する者も「市民」に含めています。

なお、「ア 本市の区域内に住所を有する者」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第10条（住民の意義及び権利義務）で規定される「市町村の区域内に住所を有する者」を指します。

(第2号)

「市民活動団体」は、地縁型組織（自治会、老人会等の地縁を基礎とする組織）やテーマ型（志縁型）組織（特定非営利活動法人、ボランティア団体等の志縁を基礎とする組織）など、市内で公益性のある活動を行う団体を指します。

(第3号)

「事業者」は、市内で企業、商店などの事業を営む個人や団体を指し、公益法人、学校法人、協同組合などの営利を目的としない団体も含まれます。

(第4号)

まちづくりに関わる主体として、「市民」、「市民活動団体」、「事業者」を「市民等」と総称しています。

(第5号)

「市長等」は、地方自治法第138条の4に規定する「市の執行機関」（市長のほか、地方自治法第180条の5に列記されている各種行政委員会）と、独立した権限を有する地方公営企業の管理者（本市の場合、自動車運送事業管理者と上下水道事業管理者）を指します。市長は、市の行政を統轄し、これを代表する立場であり、最も代表的な執行機関であることから、この条例では「市長等」と表現しています。

(第6号)

「まちづくり」は、市民等、議会や市長等の主体的な活動により行われる公共の福祉を増進するための活動の総体をいいます。

(第7号)

「市政」は、まちづくりのうち市が担うもので、議会と市長等の活動すべてをいいます。

(第8号)

「情報共有」は、まちづくりに関する情報を、市民等、議会、市長等が共有し、共通の理解を深めることをいいます。

(第9号)

「市民参加」は、まちづくりに関して、市民等が、地域や社会の課題解決に向けて責任を持って活動に自発的に関わることをいいます。

(第10号)

「協働」は、市民等、議会、市長等が、地域や社会の課題解決のため、相互の自主性・主体性を尊重し、それぞれの特性を活かして、対等な立場で役割を分担し、相乗効果を生むような連携・協力することをいいます。

(この条例の尊重)

第3条 他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

【説明】

この条例と他の条例、規則等との関係性について規定しています。

法体系上は、個々の条例に優劣はありませんが、この条例が「情報共有」、「市民参加」、「協働」などのまちづくりに関する既存の制度・仕組みを取りまとめ、まちづくりのルールとして定めたものであり、他の条例、規則等との相互調整を図る必要があることから、訓示的、宣言的な意味として、その関係性を明らかにしたものです。

(自治の基本理念)

第4条 安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するため、市民等が主体となり、まちづくりを行うことを自治の基本理念とする。

【説明】

自治の基本理念について規定しています。

本市は、市民等が安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するため、「自分たちのまちは自分たちで治める。」という考え方にに基づき、市民等が主体的にまちづくりに関わり、行動することを自治の基本理念としています。

(まちづくりの基本原則)

第5条 次に掲げる事項をまちづくりの基本原則とする。

- (1) 情報共有の原則
- (2) 市民参加の原則
- (3) 協働の原則

【説明】

まちづくりの基本原則として、3つの原則を規定しています。

(第1号)

市民等が主体的にまちづくりに関わり、行動するためには、情報の収集はもちろんのこと、情報の共有が前提となります。

(第2号)

市民等があらゆるまちづくり活動に参加できる機会を有するとともに、主体的にまちづくりに関わる必要があります。

(第3号)

まちづくりにおいては、市民等、議会、市長等がお互いの役割分担のもと、協働して取り組む必要があります。

第2章 市民等の権利並びに市民等、議会及び市長の役割及び責務

(市民等の権利)

第6条 市民等は、第4条に規定する自治の基本理念を実現するため、公共の福祉に反しない限りにおいて、次に掲げる権利を有する。

- (1) 市政に関する情報を知る権利
- (2) まちづくりに参加する権利

【説明】

市民等の権利について規定しています。

市民等の権利は、この条例の規定により初めて認められるものではなく、市民等が主体となったまちづくりを行うための重要な事項として、あえて明示したものです。

(第1号)

「まちづくりの基本原則」のひとつである情報共有の原則から、市民等は市政に関する情報を知る権利を有しています。具体的には、第13条（情報共有の推進）に規定しています。

(第2号)

「まちづくりの基本原則」のひとつである市民参加の原則から、市民等は様々なまちづくりの場に主体的に関わり、行動できる権利を有しています。

(市民等の役割及び責務)

第7条 市民等は、自治の主体であることを自覚するとともに自らの発言及び行動に責任を持ち、第4条に規定する自治の基本理念を実現するための役割を広く担うものとする。

2 市民等は、まちづくりに関する情報を収集するとともに、まちづくりに関わるあらゆる主体の立場や意見を尊重し、助け合いの精神をもってまちづくりに参加するものとする。

【説明】

市民等の役割と責務について規定しています。

(第1項)

市民等は、自治を担う存在であるという自覚をし、自らの発言や行動に対して責任を持つとともに、「自治の基本理念」である安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するための役割を広く担います。

(第2項)

市民等は、主体的に行動するために、自ら積極的にまちづくりに関する情報を収集するとともに、他の市民、団体等のあらゆる主体の立場や意見を尊重し、パートナーとして、助け合いの精神をもってまちづくりに参加していくこととしています。

ただし、市民参加は、あくまでも自主的、自発的に行われるべきものであり、決して強制されるものではありません。

(市民活動団体の役割及び責務)

第8条 市民活動団体は、市民活動がまちづくりの中核となるべきものであること及び自らがその担い手であることを自覚し、市民活動を通じて地域における課題の解決及び地域の活性化に貢献するよう努めなければならない。

2 市民活動団体は、地域における課題の解決及び地域の活性化を図るため、市民活動団体の相互の連携及び組織の活性化に努めるものとする。

【説明】

市民活動団体の役割と責務について規定しています。

(第1項)

市民活動団体は、市民活動がまちづくりの中核となるべきこと、また、その担い手であることを自覚して、その活動を通じて地域の課題解決と活性化に貢献するよう努めなければなりません。

(第2項)

市民活動団体は、地域の課題解決と活性化に向けて、相互に連携し、組織の活性化に努めます。なお、「組織の活性化」とは、単に活発な活動を行うことだけではなく、財源や人材の確保を図り、継続的な活動を行うことを指しています。

(事業者の役割及び責務)

第9条 事業者は、地域社会を構成する一員であることを自覚し、地域社会へ貢献するよう努めるとともに、その事業活動の実施に当たっては、地域社会との調和を図らなければならない。

【説明】

事業者の役割と責務について規定しています。

事業者も地域社会を構成する一員であり、特に事業活動に伴って地域社会に与える影響や企業の社会的責任が重視されてきていることを踏まえ、事業者はその役割を自覚し、地域社会への貢献に努めるとともに、その事業活動の実施に当たっては、地域社会との調和を図らなければなりません。

事業者の地域社会への貢献としては、自主的な活動のほか、地域の清掃活動や祭りへの参加・協力などの様々なことが考えられます。さらに、子どもへのまなざし運動（第25条関係）においては、事業者は、子どもを育む4つの場のひとつとして重要な役割を担っています。

(議会の役割及び責務)

- 第10条 議会は、市政に係る意思決定を行う議決機関としての役割を担うものとする。
- 2 議会は、市政運営状況の監視及び評価を行うとともに、適切な判断及び責任ある活動を行わなければならない。
 - 3 前2項及び法令に定めるもののほか、議会に関する基本的事項については、別に条例で定める。

【説明】

住民の代表である市議会の役割と責務について規定しています。

(第1項)

議員の合議体である議会は、市長とともに住民から直接選挙で選ばれた議員で構成されており、二元代表制の一翼として市政に係る意思決定機関の役割を担います。

(第2項)

議会は、市の施策に対する意思決定を行う議決機関として、市政運営状況の監視と評価を行い、適切な判断と責任ある活動を行わなければなりません。

(第3項)

議会に関する基本的事項については、法令のほか、佐賀市議会基本条例（平成21年条例第17号）で定められています。

○佐賀市議会基本条例（抄）

(議会の活動原則)

- 第3条 議会は、議会が、議員、市長、市民等の交流及び自由な討論の場であるとの認識に立つものとする。
- 2 議会は、主権者である市民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重んじ、市民に開かれた議会として、市民参加を目指して活動するものとする。
 - 3 議会は、市の施策に対する意思決定を行う議決機関として、市政運営状況の監視及び評価を行うとともに、適切な判断と責任ある活動を行わなければならない。

(議員の活動原則)

- 第4条 議員は、市民福祉の向上を目指して活動しなければならない。
- 2 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を尊重するものとする。
 - 3 議員は、自己の能力を高める不断の研さんに努め、市政全般についての課題及び市民の意見、要望等を的確に把握しなければならない。

(市民との関係の基本原則)

- 第6条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。
- 2 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を原則として公開するものとする。
 - 3 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。
 - 4 議会は、議会及び議員の政策形成能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るために、議員の全部又は一部と市民等との意見交換の場を設けることができる。

(市長の役割及び責務)

第11条 市長は、本市の代表者として、これを統轄するものとする。

2 市長は、市政運営の遂行に当たっては、経営的視点を持つとともに、その透明性を確保するよう努めなければならない。

3 市長は、本市の職員の能力及び資質の向上並びに適正な配置に努め、効果的かつ効率的な組織運営に努めなければならない。

【説明】

市長の役割と責務について規定しています。

(第1項)

市長は、住民から直接選挙で選ばれた「市の代表者」としての役割と責務を認識し、市を統轄します。

(第2項)

市長は、市政運営の遂行に当たっては、経営的な視点を持ち、透明性の確保に努めなければならないなりません。

(第3項)

市長は、効率的で質の高い行政サービスを提供するため、市職員の能力と資質の向上に努め、それを的確に評価し適正な配置に努めなければならないなりません。また、効果的かつ効率的な組織運営に努めます。

(職員の役割及び責務)

第12条 本市の職員は、市長の補助機関としての役割を担うものとする。

2 本市の職員は、全体の奉仕者として市民等の視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

3 本市の職員は、市政の課題に的確に対応し、職務を遂行するために必要な能力及び資質の向上に努めなければならない。

【説明】

市職員の役割と責務について規定しています。

(第1項)

市職員は、地方自治法に定める市長の補助機関としての役割を担います。

なお、本市における市長の補助機関とは、地方自治法第161条から第175条までに規定する「副市長、会計管理者、職員、専門委員」を指します。

(第2項)

市職員は、市全体の奉仕者として、また自らも市民の一人として、市民等の視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

(第3項)

地方分権の進展や社会環境の大きな変化の中にあって、高度化、複雑化する市政やまちづくりの課題に的確に対応するため、市職員には、専門知識の習得やスキルアップを図ることが求められています。そのため、常に自己研鑽に努めるとともに能力や資質の向上に努めなければなりません。

その他、市職員には地域社会の一員として、地域コミュニティ活動、ボランティア活動や子どもへのまなざし運動など市民活動への積極的な参加も求められます。そのため、本市では、「職員の一人二役運動」を推進しています。

第3章 情報共有、市民参加及び協働

(情報共有の推進)

- 第13条 市民等、議会及び市長等は、情報共有によるまちづくりの推進に努めなければならない。
- 市民活動団体、事業者、議会及び市長等は、正当な理由がある場合を除き、まちづくりに関する情報を積極的に、かつ、分かりやすく公表し、又は提供するよう努めるものとする。
 - 市民等は、別に条例で定めるところにより、議会及び市長等に対し、市政に関する情報の公開を請求することができる。

【説明】

情報共有の推進について規定しています。

(第1項)

「まちづくりの基本原則」のひとつである情報共有は、市民参加と協働の前提となるものであり、各主体（市民等、議会、市長等）は、情報共有によるまちづくりの推進に努めなければなりません。

(第2項)

情報共有の推進のため、各組織は、まちづくりに関する情報を、積極的に公表し、又は提供するよう努めることとしています。

また、本市の情報公開制度は、佐賀市情報公開条例（平成17年条例第19号）に基づいて行われています。ただし、個人情報など佐賀市情報公開条例第6条各号の非公開情報に該当するものについては、「正当な理由」に当たるため、公開はできません。

○佐賀市情報公開条例（抄）

(公文書の公開義務)

第6条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求をしたもの(以下「公開請求者」という。)に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により公開することができないとされている情報
- 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - 法令等の規定により、何人も閲覧できるとされている情報
 - 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報
 - 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報
 - 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)の職務の遂行に係る 情報に含まれる当該公務員等の職及び

氏名

オ 実施機関が実施する事務事業であって予算執行を伴うものに係る情報のうち公開することが必要なものとして、実施機関があらかじめ公示した基準に該当するもの

- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

イ 実施機関との契約又は当該契約に関し作成された実施機関の支出に係る文書に用いられた氏名又は名称、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び電話番号並びに法人等にあつては、その代表者の氏名

- (4) 公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防及び捜査その他公共の安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

- (5) 市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国等(国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公共的団体をいう。以下同じ。)の機関との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの

- (6) 実施機関又は国等の機関が行う監査、検査、交渉、争訟、試験、人事等の事務事業に関する情報であって、その内容及び性質上、公開することにより、当該事務事業若しくは同種の事務事業に関する関係者との信頼関係が著しく損なわれ、これらの事務事業の実施の目的が著しく失われ、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

(第3項)

市民等は、佐賀市情報公開条例第5条に基づき、市政に関する情報の公開を請求することができます。なお、当然のことながら、情報公開の前提として、議会と市長等には市政に関する情報を正確かつ適正に管理することが求められます。

○佐賀市情報公開条例(抄)

(公文書の公開を請求できるもの)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の公開の請求(以下「公開請求」という。)をすることができる。

(説明責任)

第14条 市長等は、政策の立案、実施及び評価の各段階において、それらの内容を市民等に分かりやすく説明するものとする。

【説明】

市長等の説明責任について規定しています。

市の政策の企画立案、実施、評価の各段階において市民等の理解が深まるよう、市長等が責任をもって市民等に分かりやすく説明することとしています。

(会議の公開)

第15条 審議会等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置された附属機関及びこれに準じて設置された機関をいう。第20条において同じ。）の会議は、原則として公開するものとし、公開に関する基準については、市長等が別に定める。

【説明】

審議会等の会議の公開について規定しています。

審議会等の会議の公開は、市民等が市政に関する情報を知る権利を保障する重要なものです。

「まちづくりの基本原則」のひとつである情報共有の原則から、審議会等のうち、市民、学識経験者等を構成員として、市の事務に関して設置された審議会、審査会、協議会等の会議については、佐賀市審議会等の会議の公開に関する規程（平成17年訓令第17号）に基づき、原則公開としています。

なお、ここでいう審議会等とは、第20条（審議会等）においても同様のものを指します。

○地方自治法（抄）

- 第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。
- 2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。
- 3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

○佐賀市審議会等の会議の公開に関する規程（抄）

(対象とする会議)

第2条 この訓令における審議会等の会議とは、市民、学識経験者等を構成員として、市の事務について審議、審査、諮問、調査等（以下「審議等」という。）を行うために設置された審議会、審査会、協議会等（以下「審議会等」という。）の会議をいうものとする。

(会議の公開基準)

第3条 審議会等の会議は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公開するものとする。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により会議が非公開とされている場合
- (2) 佐賀市情報公開条例（平成17年佐賀市条例第19号。以下「条例」という。）に規定する非公開情報に関し、審議等をする場合
- (3) 公開することにより、会議の公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(個人情報適正な管理)

第16条 議会及び市長等は、保有する個人情報を適正に管理するとともに、市民が自己の個人情報の開示等を請求する権利を保障することにより、市民の権利及び利益を保護しなければならない。

【説明】

市が保有する個人情報の適正な管理について規定しています。

議会と市長等は、保有する個人情報を適正に管理するとともに、市民が自らの個人情報の開示等を請求する権利を保障し、市民の権利や利益を保護することとしています。

また、佐賀市個人情報保護条例（平成17年条例第20号）に基づいて適正に管理しなければなりません。

○佐賀市個人情報保護条例（抄）

(適正管理)

第11条 実施機関は、保有個人情報の適正な維持管理を行うため、個人情報保護管理者を定めるとともに、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

(1) 保有個人情報を正確かつ最新のものとする事。

(2) 保有個人情報の漏えい、滅失、き損、改ざんその他の事故を未然に防止すること。

2 実施機関は、保有する必要がなくなった保有個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(市民参加の推進)

第17条 市民等、議会及び市長等は、市民参加によるまちづくりの推進に努めなければならない。

2 議会及び市長等は、市民等がまちづくりに参加できる機会を確保するため、その環境の整備に努めなければならない。

【説明】

市民参加の推進について規定しています。

(第1項)

「まちづくりの基本原則」のひとつである市民参加の原則を踏まえ、各主体（市民等、議会、市長等）は、市民参加によるまちづくりの推進に努めなければなりません。

(第2項)

議会と市長等は、市民等がまちづくりに参加できる機会を確保するため、その環境の整備に努めなければなりません。

市民参加のための環境として、市政においては、第18条から第21条に規定する「意見公募手続（パブリックコメント）」、「意見等の取扱い」、「審議会等」、「住民投票」のほか、意向調査(市民アンケート)、説明会、ワークショップや議会が実施する議会報告会などがあります。

(意見公募手続)

第18条 市長等は、市政に係る基本的な計画等を定めようとするときは、あらかじめ、その案を公表し、広く市民等の意見を求めなければならない。

【説明】

市民参加の推進のために必要な意見公募手続（パブリックコメント）制度について規定しています。

市長等は、市政に係る基本的な計画等を定めようとするときは、あらかじめ、内容等を公表し、意見公募手続により、広く市民等の意見を求めなければなりません。なお、本市では、佐賀市パブリックコメント手続実施要綱に基づき、意見公募手続を実施しています。

○佐賀市パブリックコメント手続実施要綱（抄）

（対象）

第4条 パブリックコメント手続の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 総合計画等市の基本的政策を定める計画、個別行政分野において広く市民生活に影響を与える施策の基本方針その他市の基本的な事項を定める計画（別表に定めるもの又はこれと同程度の内容のもの）の策定又は改定
- (2) 広く市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃に係る案の策定
- (3) 市の基本的な制度を定める条例又は市民生活若しくは事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃に係る案の策定
- (4) 広く市民等の公共の用に供される施設の建設に係る基本的な計画の策定又は改定
- (5) 前各号に掲げるもののほか制定又は改廃をしようとする制度等の趣旨、市民生活への影響等を勘案して、パブリックコメント手続を実施することが適当であると実施機関が認めたもの

（意見等の取扱い）

第19条 市長等は、市民等から市政に対する意見、要望、提言等を受けたときは、迅速かつ誠実に対応しなければならない。

【説明】

市民等からの市政に対する意見等の取扱いについて規定しています。

市長等は、市民等からの市政に対する意見、要望、提言等に対して、迅速かつ誠実に対応しなければなりません。なお、本市では、佐賀市広報広聴事務取扱規程（平成17年訓令第1号）に広聴事務の実施手続を定めており、具体的には、市政に対する要望等に関する処理要領に基づき対応しています。

○市政に対する要望等に関する処理要領（抄）

（区分）

第2条 市に提出される要望等については、次に区分する。ただし、制度や事務事業についての照会や錯誤による苦情で説明することによって理解を得られたものを除くものとする。

- (1) 市政への提言
- (2) 市民からの要望・苦情等
- (3) 陳情書・要望書

2 市政への提言は、次に掲げるものとする。

- (1) 庁舎その他の施設に設置する提言箱に提出されたもの
- (2) 市のホームページに設置する電子提言箱に提出されたもの
- (3) 市長あてに郵送、ファックス、電子メール等により提出されたもの。ただし、第3項に規定する陳情書・要望書に該当するものを除く。
- (4) 窓口における文書の提出及び口頭による申立て並びに電話による申立ての中で、特に市政への提言としての取扱を提出者が希望するもの

3 陳情書・要望書は、複数の市民又は各種団体から文書で提出された陳情書及び要望書とする。

4 市民からの要望・苦情等は、前2項に規定する以外の要望等とする。

（回答期限）

第7条 所管課の長は、要望等に対する回答が必要な場合は、要望等の受付日から10日以内に提出者に回答するものとする。ただし、やむを得ず期限内に回答できない場合は、回答できない理由、処理状況及び予定する回答日を提出者へ回答するものとする。

（進行管理）

第9条 回答書又は報告書を作成した所管課の長は、要望等に対して、検討が必要なものとして回答した場合、要望等に対する検討又は事務処理の遺漏等不適切な処理がなされないように進行管理を徹底しなければならない。

2 所管課の長は、要望等の処理について、秘書課長から処理状況の報告を求められた場合は、速やかに報告しなければならない。

(審議会等)

第20条 市長等は、審議会等の委員を選任するに当たっては、正当な理由がある場合を除き、公募等により幅広い層の市民から選任するよう努めるものとする。

【説明】

市の設置する審議会、委員会等の委員の選任について規定しています。

市長等は、審議会等の委員を選任する際、専門的な知識や経験を有する人を委員として選任することはもちろんのこと、市民参加の観点から、性別、年齢や地域等についても配慮しながら公募を行い、幅広い層の市民から選任するよう努めます。

具体的には、「佐賀市審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、委員を選任し、市民参加によるまちづくりを推進しています。

ただし、法令等により委員の構成が定められている場合や高度な専門性を有する事案を扱う場合といった、審議会等の性質上、幅広い層の市民から委員を選任することが困難な場合などの例外があります。

(住民投票)

第21条 市長は、市政に係る特に重要な事案について市民の意思を確認する必要があるときは、住民投票を実施することができる。

2 前項の住民投票の資格者、方法その他住民投票の実施に関し必要な事項については、事案ごとに別に条例で定める。

3 市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

【説明】

住民投票について規定しています。

市民等が主体となったまちづくりを行う上で、二元代表制による間接民主主義が原則ですが、市政に係る特に重要な事案について市民の意思を確認する必要がある場合には、間接民主主義を補完するものとして住民投票を実施できることとしています。

(第1項)

住民投票制度は、住民の意思を直接問う参加の手法の一つです。

市長は、市政に関する特に重要な事案について、住民投票を実施することができることとしています。ここで、「市政に係る特に重要な事案」とは、例えば、市町村合併の是非、原子力発電所の設置の是非、産業廃棄物処理施設の設置の是非など、市民生活に重大な影響を及ぼす事案が想定されます。

しかし、投票により住民の意思を直接確認することが望ましい場合もあると考えられる一方で、むやみに住民投票制度が用いられると、住民間の対立をかえって深刻化させ、市政運営が円滑に行われなくなる恐れもあります。

また、住民投票の実施には多大な労力と費用を要するため、その実施に当たっては、慎重な議論はもとより、市民の十分な理解が必要です。

なお、特に重要な事案であっても、一部特定の地域や住民に関わることは、住民投票の対象には適さないと考えられます。

(第2項)

事案ごとに住民投票条例を定め、投票権を有する者や方法などの必要な事項をその都度、決めることとしています。

(第3項)

住民投票の結果は法的拘束力を持ちませんが、市長は政策判断の際、その結果を尊重しなければなりません。

(協働の推進)

第22条 市民等、議会及び市長等は、協働によるまちづくりの推進に努めなければならない。

【説明】

協働の推進について規定しています。

「まちづくりの基本原則」のひとつである協働の原則を踏まえ、協働によるまちづくりの推進に努めることとしています。協働によるまちづくりは、それぞれの主体がお互いの得意分野を生かし、役割分担のもとで進めることが重要です。そのため、市民等、議会及び市長等が、相互の自主性・主体性を尊重し、対等な立場で役割を分担し、相乗効果を生むような連携・協力をして、まちづくりに取り組むよう努めなければなりません。

なお、本市では、協働のあり方に関する基本的な考え方をまとめた「参加と協働をすすめる指針」をもとに、様々な主体に向けた啓発を進めるなど、協働によるまちづくりを推進しています。

(地域コミュニティ活動)

第23条 市民等は、安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するため、身近な地域の課題を共有し、その解決を図り、及び当該地域の活性化を図ることを目的とした自主的な活動（以下「地域コミュニティ活動」という。）を行うよう努めるものとする。

2 市長等は、地域コミュニティ活動を尊重するとともに、その活動が促進されるよう支援に努めるものとする。

【説明】

地域コミュニティ活動について規定しています。

(第1項)

地域コミュニティ活動とは、①身近な地域の課題を共有すること、②地域課題の解決を図ること、③当該地域の活性化を図ることを目的とした身近な地域での自主的な活動を指します。

本市では、自治会、女性や高齢者の団体、こども会、社会福祉協議会、体育協会などにより、地域において様々な地域コミュニティ活動が行われています。

例えば、地域活動の基本的な組織である自治会が中心となり、各種団体と連携を図りながら、環境美化、地域福祉、防犯活動など、地域の生活に密着した課題をお互いに共有し、その解決に取り組み、地域の活性化を図る活動を行っています。

(第2項)

市長等は、地域コミュニティ活動を尊重し、その活動が促進されるように支援し、協働によるまちづくりを進めることとしています。

本市では、地域と行政が連携し、市民等が主役となって地域課題に対応するまちづくりをより一層進めるために、地域コミュニティ推進事業による支援を行っています。

(災害等への対応)

第24条 市長は、災害その他の緊急を要する事態（以下「災害等」という。）から市民の生命、身体及び暮らしの安全を確保するため、市民による自主的な防災組織その他関係機関と連携するとともに、これらを活用した危機管理体制を確立し、適切な運用に努めなければならない。

2 市民は、災害等に備えるため、自らの安全の確保を図るとともに、近隣における市民相互の助け合いに努めるものとする。

【説明】

災害等における市民の安全確保や市民相互の助け合いといった危機管理について規定しています。

(第1項)

安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するため、地震・台風・洪水などの災害や新型コロナウイルスの発生など緊急を要する場合、市民の生命や身体の安全を確保するとともに、市民の財産のほか、水道、ガス、電気といった日常生活の基盤などの暮らしの安全を確保し、防災・危機管理対策を充実させます。

そのため、地域の自主防災組織や国、県、他の地方公共団体、関係機関と常日頃から連携し危機管理体制を構築しておくとともに、災害等が発生した際は緊密な連携のもと対応することが必要であることとしています。また、危機管理体制を確立し、適切に運用するには、その体制を検証し、見直していくことも重要です。

(第2項)

災害等への対応は、自身の安全を確保するとともに、地域住民や自主防災組織、消防団などによる初期消火や負傷者の救出、救護、避難誘導などといった地域の助け合いが不可欠であるため、市民や地域コミュニティは災害等に備え、日頃から、連携に努めるものとしています。

(子どもへのまなざし)

第25条 市民等、議会及び市長等は、全ての大人が未来を担う子どもの育成及び健やかな成長に関心を持ち、主体的に関わる社会の実現を図るよう努めるものとする。

【説明】

子どもへのまなざしについて規定しています。

本市では、すべての大人が、子どもの育成に関心を持ち、かつ主体的に関わる社会『子どもへのまなざし“100%”のまち』の実現を目指し、「子どもへのまなざし運動」を推進しており、佐賀市未来を託す子どもを育むための大人の役割に関する条例（平成19年条例第38号）に掲げる子どもへのまなざし運動の理念を示しています。

○佐賀市未来を託す子どもを育むための大人の役割に関する条例（抄）

（基本理念）

第3条 子どもの育成は、次に掲げる基本理念により行われなければならない。

- (1) 大人は、子どもの育成に対する家庭、地域、企業等及び学校等の役割と責任を自覚するとともに、これらの相互の又は全体としての連携及び協働を図り、その役割と責任を果たすよう努めること。
- (2) 大人は、子どもの人格を尊重し、子どもが社会において保障されるべき様々な権利を有していることを認識するとともに、子どもの声に耳を傾け、子どもにとっての最善の利益を考慮し、当該権利の尊重に努めること。
- (3) 大人は、日常生活における自身の言動が子どもに大きな影響を与えることを認識し、自らの言動を省み、自らを律すること。

第4章 市政運営

(総合計画)

- 第26条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画（以下「総合計画」という。）を策定し、その計画の進行に関し適切な管理を行わなければならない。
- 2 市長は、総合計画の策定に当たっては、その策定に市民等が積極的に参加することができるよう努めなければならない。
- 3 市長等は、各行政分野における基本的な計画の策定に当たっては、総合計画との整合性に配慮するとともに、計画相互の調和を図るよう努めるものとする。

【説明】

市の最上位計画である総合計画について規定しています。

総合計画は、市にとって、施策を展開する基本方向を示した「行政経営の指針」であるとともに、市民等と行政が手を携えて取り組む「まちづくりの指針」となるものです。

(第1項)

総合的かつ計画的な市政運営を図るため、市の最上位計画として総合計画を策定することとしています。また、計画を確実に実行するため、行政評価による適切な進行管理を行わなければなりません。

(第2項)

総合計画は、計画期間における本市のまちづくりの方向性を決定する重要な計画であることから、その策定に当たっては、企画立案段階から、市民意向調査や意見公募手続（パブリックコメント）の実施、総合計画審議会への諮問など、市民が多種多様な機会に参加できるように努めなければなりません。

(第3項)

各行政分野における基本的な計画の策定においては、市の最上位計画である総合計画との整合を図るとともに、各行政分野の基本的な計画について、相互に齟齬を生じないよう調和を図ります。

(行政評価)

第27条 市長は、効果的かつ効率的な市政の推進を図るため、行政評価を実施し、総合計画の進行を管理するとともに、事業の改善等に反映させなければならない。

2 市長は、行政評価の実施に当たっては、市民が参加できる機会を確保するとともに、その結果を市民等に分かりやすく公表し、意見を求めるものとする。

【説明】

行政評価について規定しています。

(第1項)

計画 (PLAN) - 実施 (DO) - 評価 (SEE) という市の政策過程における改善は、市政運営の効果や効率性を確保するために必要です。

そのため、行政評価を実施し、総合計画の進行管理を行うとともに、その結果を事業の改善等に反映させなければなりません。

(第2項)

行政評価の実施に当たっては、市民意向調査など市民が参加できる機会を確保するものとなります。また、市民等への説明責任を果たすため、行政評価の結果について市報などを通じて分かりやすく公表するとともに、市民等に意見を求めることとしています。

(財政運営)

第28条 市長は、財政の健全化に努め、効果的かつ効率的な財政運営を行わなければならない。

2 市長は、財政状況を市民等に分かりやすく公表しなければならない。

【説明】

財政運営に関する基本的事項を規定しています。

(第1項)

財政の健全化は、自立した市政運営の土台となります。財源を効果的かつ効率的に活用し、中長期的に安定した財政運営を目指します。

(第2項)

予算や決算などの財政状況については、地方自治法第243条の3第1項及び佐賀市財政状況の公表に関する条例（平成17年条例第56号）に基づき、毎年7月と11月に市民等が理解しやすいよう、分かりやすく公表しなければなりません。また、このように重要な情報の公開は、市政の透明性の確保につながります。

(行政手続)

第29条 市長等は、市民等の権利及び利益の保護に資するため、処分、行政指導及び届出に関する手続を適切かつ迅速に行い、市政における公正の確保及び透明性の向上を図らなければならない。

【説明】

行政手続について規定しています。

行政手続とは、市民等が許認可を得るために役所の窓口書類を出すときや、市民等が役所から行政処分や指導を受けたりするときなどに、市民等と役所との間に行われる手続のことです。

ここでは方針のみを規定し、具体的には、行政手続法（平成5年法律第88号）や佐賀市行政手続条例（平成17年条例第18号）に基づき処理します。

第5章 国及び他の地方公共団体との関係等

（国及び他の地方公共団体との関係）

第30条 市長等は、国若しくは他の地方公共団体と共通する課題又は広域的な課題を解決するため、これらのものと連携し、及び協力するよう努めるものとする。

【説明】

国、他の地方公共団体（佐賀県も含まれる。）との連携や協力について規定しています。

本市のまちづくりを進めるため、国や県とは、それぞれの役割に応じて連携・協力して共通する課題を解決していかなければなりません。

また、行政課題の中には、道路、河川、防災、環境問題、経済活動など1つの地方公共団体にはとどまらない広域的なものがあります。そのような広域的に取り組むことが効率的な行政課題は、近隣の地方公共団体との連携・協力を努めることとしています。

（国際的な視野の醸成）

第31条 本市は、まちづくりにおいて国際的な視点が必要であることを認識し、他国の都市、団体等との交流及び連携を図ることにより、市民等の国際的な視野を広げ、もって文化の多様性への理解を深めるよう努めるものとする。

【説明】

まちづくりには国際的な視野が必要であることについて規定しています。

国際化する時代において、本市のまちづくりに当たっては、地球環境問題や産業振興などに関して、あらゆる主体が国外の都市、団体等と交流・連携していくことが今後ますます重要となってくるものと思われます。

そのため、市民等が国際的な視野を持ってまちづくりを進めることができるように、青少年育成、文化交流などの国外の姉妹都市や友好都市との国際交流等に取り組み、市民等の文化の多様性への理解を深めるよう努めます。

第6章 条例の検証

(佐賀市自治基本条例検証委員会)

第32条 市長は、この条例の運用状況を検証するため、佐賀市自治基本条例検証委員会（以下「検証委員会」という。）を置く。

- 2 検証委員会は、市長の諮問に応じ、この条例の見直しに関する事項その他重要な事項について審議するものとする。
- 3 検証委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【説明】

自治基本条例検証委員会（以下「検証委員会」という。）について規定しています。

(第1項)

この条例の運用状況を検証するため、検証委員会を設置することとしています。

(第2項)

市長の諮問に応じ、検証委員会が本条例の見直しに関する事項やその他重要事項について審議することとしています。この条例に則したまちづくりを実施するために、その趣旨に沿った市政やまちづくりが進められているのか、不足している項目がないかなど、必要に応じた検証を行います。

(第3項)

検証委員会の人数や構成、任期等の組織や運営に関しての必要な事項は、佐賀市自治基本条例検証委員会規則に定めています。

(条例の見直し)

第33条 市長は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、社会情勢の変化を勘案の上、この条例の規定を検証し、その結果に基づき必要な措置を講じるものとする。

2 市長は、前項の規定によりこの条例の規定を検証しようとするときは、検証委員会の意見を聴かなければならない。

【説明】

この条例の見直しについて規定しています。

(第1項)

今後の社会情勢や経済情勢の変化は、予想が難しい状況です。そこで、自治のあり方をより進んだものとしていくために、4年を超えない期間ごとに条例の見直しを行い、その結果に基づいて必要な措置を講じることとしています。

また、4年という期間は、市長の任期4年とも一致しており、本市のまちづくりのルールを定めるこの条例を市長が任期中に一度は見直すという意味も含んでいます。

(第2項)

市長は、条例の見直しを行う際は、第32条に規定する検証委員会の意見を聴かなければなりません。

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

【説明】

この条例の施行期日を規定しています。

この条例は、平成25年8月26日に市議会で可決され、同日公布されました。周知期間を設けるため、施行日は平成26年4月1日としました。